

平成30年3月21日

No 165

〈確定申告も終えて〉

昨年に親のハードワークな確定申告期間で、この文章が遅くなりました。確定申告も言い訳に先に延ばしてしまいました。先取り、先行する前半主義、後では何が起こるか分からないので先にやればいいのを延ばしてしまうことは多々あります。時間は待ってくれません。「すぐやる」「終わったらやる」禁句ですね。明日は明日でやるのが必がある。

少し前の広報はままつ(2017年12月号)「財政事情を公表します」で市民1人当たりの市税負担額16万1422円、市民1人当たりに使われたお金28万1926円、見方が分かりませんが28万円-16万円=12万円が1人当たり不足しています。足りないお金は借入など他から用意しなければいけません。確定申告で税金を納める時ですが、使われたお金のほうが多いので使われ方にも目を向けないといけないと感じます。本日の新聞で消防団の旅行に市から1万円の補助が会計監査で指摘されたと載っていました。

国会が「森友学園」決裁文書改ざん問題で揉めていて、平成30年度税制改正関連法案の審議動向がわからないが、目玉として「特例事業承継税制」が創設されます。簡単に言うと「自社株を後継者に無税で承継」、今まで、売れない自社株(お金にならない株式)に相続税が課税され納税資金に苦慮してきました。自社株に対する税金は0円となります。今年は色々なところで「特例事業承継税制」のセミナーが開催されると思われるので早めの年だと感じます。注意点として、贈与も相続も全額納税猶予で納税額が0円となりますが、平成30年4月1日から35年3月31日までの間に「承継計画」を静岡県に提出し、贈与した株式の猶予贈与税額は先代経営者の死亡により免除(完全無税)となり、贈与時点の評価額が相続税の課税価格に算入されます。よって株価を下げた贈与することが必要。(相続税の納税猶予は適用)、相続税の総額の計算では株式の評価額も含めて計算するので税率は累進税率で高くなるので注意。

高村幸隆